

平成 19 年 1 月 25 日 制定  
令和 7 年 4 月 1 日 改訂

(株) C I 東海  
確認検査業務手数料規程

## （趣旨）

第1条 この確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）は、確認検査業務規程（以下「業務規程」という。）第46条の規定に基づき、株式会社C I 東海（以下「C I 東海」という。）が確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務の実施に係る手数料について必要な事項を定める。なお、この規程は、C I 東海が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

## （建築物の確認申請手数料）

第2条 業務規程第17条第1項に規定する建築物の確認申請の手数料は、申請する床面積の合計により、確認基本手数料及び審査加算手数料の合算とする。

2 前項の確認基本手数料及び審査加算手数料は、次の各号による。

- (1) 確認基本手数料 別表第1
- (2) 意匠審査加算手数料 別表第2
- (3) 構造審査加算手数料 別表第3
- (4) 省エネ審査加算手数料 別表第4

3 建築物を新築、別棟増築、改築又は移転する場合にあっては、手数料算定の床面積は申請部分の床面積の合計とする。

4 同一棟増築であって、既存建築物の部分とエキスパンションジョイントその他相互に応力を伝えない構造方法のみで接して増築を行う場合にあつては、増築を行う建築物の部分の申請床面積の合計に既存部分の床面積の2分の1の面積を加算した面積を手数料算定の床面積とする。ただし、増築部分に比べ既存部分の床面積が過大の場合又は構造一体として安全性を確認する場合は、見積りによって決定する。

6 建築物の用途変更、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合にあつては、当該用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替えを行う部分の申請部分の床面積の合計に申請以外の床面積の2分の1の面積を加算した面積を手数料算定の床面積とする。ただし、申請以外の床面積が過大の場合は、見積りによって決定する。

7 別表第1の建物種別は一の建築物の中、又は同一敷地内に複数の建物種別が混在する場合は、原則として基本手数料の建物種別は数字が大きい建物種別とする。以下同じ。

8 申請建築物の全てが、①確認の特例有の場合で、5棟以上ある場合は見積りによる。

9 C I 東海に省エネ適合性判定等の申請がされている、②住宅等にあっては確認基本手数料及び審査加算手数料の合計金額から、確認基本手数料の5%を、300㎡以下の一戸建ての住宅にあっては、10,000円を減額できる。（判定対象となる建築物全体が計算対象外となる場合を除く。）省エネ適合性判定等とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、省エネ性能向上計画認定、低炭素建築物の技術的審査をいう。第7条、第8条についても同じ。

10 C I 東海は、事前相談（審査）のみで本申請をされない場合、事前相談（審査）と本申請の内容が乖離している場合又は事前相談（審査）に過度に時間を要する場合は別途料金を請求できる。

#### （建築物の計画変更申請手数料）

第3条 業務規程第24条に規定する建築物の計画変更確認申請の手数料は、次の各号の床面積の算定方法により、別表第1に掲げる確認基本手数料とする。

- (1) 建築物の計画変更確認申請を行う、手数料算定の床面積は平成11年4月28日付建設省住指発第202号の第4の1に示す方法で算定するものとする。
- (2) 棟別で増築を行う計画変更確認の場合は、増築を行う建築物の床面積を手数料算定の床面積とする。
- (3) 第一号の計画変更を行う部分が複数ある場合は、項目ごとに合算したものを、第一号及び前号の場合はそれぞれの床面積を合算したものを手数料算定の床面積とする。
- (4) 他機関から確認済証が交付されている場合は、新しい確認申請とみなし、前条の規定を準用する。

2 前条第2項第2号から第4号までの審査加算手数料の加算項目に変更がある場合は、当該別表の「確認基本手数料」は、第1号から第3号の計画変更確認による基本手数料とみなし、計画変更確認基本手数料に加算する。

#### （工作物又は建築設備の確認申請手数料）

第4条 業務規程第17条第1項に規定する工作物又は建築設備の確認申請の手数料は、工作物又は建築設備の審査を行う区分により、1基当たり別表第7に掲げる基本手数料とする。

#### （工作物又は建築設備の計画変更確認申請手数料）

第5条 業務規程第24条に規定する工作物又は建築設備の計画変更確認申請の手数料は、工作物又は建築設備の審査を行う区分により、次の各号による。

- (1) 1基当たり別表第7に掲げる基本手数料の2分の1とする。
- (2) 他機関から確認済証が交付されている場合は、新しい確認申請とみなし、前条の規定を準用する。

#### （建築物の中間検査申請手数料）

第6条 業務規程第26条第1項に規定する建築物の中間検査申請の手数料は、建築物の中間検査を行う対象床面積の合計（この条において「検査対象床面積」という。）により、別表第5に掲げる基本手数料と別表第9に掲げる地域加算手数料の合算とする。

2 前号の基本手数料は、次の各号ごとの検査対象床面積による。

- (1) 中間検査の検査申請床面積は、原則として平成11年4月28日付建設省住指発第202号の第4の2に示す方法で算定する。
- (2) 特定行政庁が指定する中間検査において、別に定める場合はそれによる。
- (3) 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとの中間検査対象床面積による。

3 軽微な変更に関する審査を要する場合（省工ネ適合性判定等に係る内容は除く。）にあつては、次の各号によるものとする。

- (1) 申請床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以内にあつては、5,000 円を加算する。
- (2) 申請床面積の合計が 500 m<sup>2</sup>超にあつては、別表第 1 に掲げる確認基本手数料の 10% を加算する。
- 4 C I 東海で確認済証を交付していない建築物の中間検査手数料は、第 1 項に掲げる手数料に第 2 条に掲げる建築物の確認申請手数料を加算した合計額とする。
- 5 同一申請者で近傍地（概ね 5 Km の範囲）を含み 2 申請以上の場合にあつて、同一日に検査ができるときは、1 申請は当該申請のうち遠隔地の手数料とし、他の申請は手数料を要しないものとする。

#### （建築物の完了検査申請手数料）

- 第 7 条 業務規程第 32 条第 1 項に規定する建築物の完了検査申請の手数料は、建築物の完了検査を行う対象床面積の合計（この条において「検査対象床面積」という。）により、別表第 5 に掲げる基本手数料と別表第 9 に掲げる地域加算手数料の合算とする。
- 2 前項の完了検査を行う検査対象床面積は、検査申請部分の床面積の合計による。
  - 3 軽微な変更に関する審査を要する場合（省エネ適合性判定等に係る内容は除く。）にあつては、前条第 3 項の規定を準用する。
  - 4 省エネ適合性判定等に係る建築物にあつては、次の各号によるものとする。ただし、判定対象となる建築物全体が計算対象外となる場合は除く。
    - (1) 住宅仕様基準で省エネ適判を省略している場合は、第 1 項に掲げる基本手数料は、当該建築物の基本手数料の 10% を加算した合計手数料とする。
    - (2) 直前の省エネ適合性判定等を C I 東海から受けている場合は、第 1 項に掲げる基本手数料は、当該建築物の基本手数料の 20% を加算した合計手数料とする。
    - (3) 直前の省エネ適合性判定等を C I 東海から受けていない場合は、第 1 項に掲げる基本手数料は、当該建築物の基本手数料の 40% を加算した合計手数料とする。
  - 5 軽微な変更に関する審査を要する場合（省エネ適合性判定等に係る内容に限る。）にあつては、次の各号による。
    - (1) 住宅仕様基準で省エネ適判を省略している場合は、前条第 3 項の規定を準用する。
    - (2) 変更種別がルート A の場合は、省エネ適合性判定手数料の基本手数料の 10% を加算した合計手数料とする。
    - (3) 変更種別がルート B の場合は、省エネ適合性判定手数料の基本手数料の 30% を加算した合計手数料とする。
  - 6 C I 東海で仮使用認定申請の建築物の場合にあつて、当該建築物の検査対象床面積から仮使用認定の審査対象床面積の 80 パーセントを控除した床面積の合計を検査対象床面積にと見なしたときの基本手数料とする。
  - 7 C I 東海で確認済証を交付していない建築物の完了検査手数料は、第 1 項に掲げる手数料に第 2 条に掲げる建築物の確認申請手数料を加算した合計額とする。ただし、中間検査申請又は仮使用認定申請において加算した場合は、加算を要しない。
  - 8 同一申請者で近傍地（概ね 5 Km の範囲）を含み 2 申請以上の場合にあつて、同一日に

検査ができるときは、1申請は当該申請のうち遠隔地の手数料とし、他の申請は地域割増手数料を要しないものとする。

#### (工作物又は建築設備の完了検査申請手数料)

第8条 業務規程第32条第1項に規定する工作物又は建築設備の完了検査申請の手数は、工作物又は建築設備の完了検査を行う区分により、1基当たり別表第7に掲げる基本手数料と別表第9に掲げる地域加算手数料の合算とする。

2 前項の地域割増手数料は次の各号による。

- (1) 同一申請者で近傍地(概ね5Kmの範囲)を含み2申請以上の場合にあつて、同一日に検査ができるときは、1申請は当該申請のうち遠隔地の手数料とし、他の申請は地域割増手数料を要しないものとする。
- (2) 建築物の建築場所内に工作物又は建築設備の完了検査の申請があり、建築物の完了検査と同一日に検査ができるときは、工作物又は建築設備の申請は地域割増手数料を要しないものとする。

#### (仮使用認定申請手数料)

第9条 業務規程第38条に規定する仮使用認定申請の手数は、建築物の仮使用認定を行う対象床面積の合計(この条において「審査対象床面積」という。)により、別表第6に掲げる基本手数料と別表第9に掲げる地域加算手数料の合算とする。なお、仮使用認定に係る工作物(昇降機等並びに製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等をいう。)及び建築設備は、事前に申請内容を聴取し、見積りによる。

2 前項の仮使用認定を行う審査対象床面積は、仮使用認定申請部分の床面積の合計による。

3 軽微な変更に関する審査を要する場合(省エネ適合性判定等に係る内容は除く。)にあつては、第6条第3項の規定を準用する。

4 省エネ適合性判定等に係る建築物にあつては、次の各号によるものとする。ただし、判定対象となる建築物全体が計算対象外となる場合は除く。

- (1) 住宅仕様基準で省エネ適判を省略している場合は、第1項に掲げる基本手数料は、仮使用認定申請の基本手数料の10%を加算した合計手数料とする。
- (2) 直前の省エネ適合性判定等をC|東海から受けている場合は、第1項に掲げる基本手数料は、仮使用認定申請の基本手数料の20%を加算した合計手数料とする。
- (3) 直前の省エネ適合性判定等をC|東海から受けていない場合は、第1項に掲げる基本手数料は、仮使用認定申請の基本手数料の40%を加算した合計手数料とする。

5 軽微な変更に関する審査を要する場合(省エネ適合性判定等に係る内容に限る。)にあつては、次の各号による。

- (1) 住宅仕様基準で省エネ適判を省略している場合は、前条第3項の規定を準用する。
- (2) 変更種別がルートAの場合は、省エネ適合性判定手数料の基本手数料の10%を加算した合計手数料とする。
- (3) 変更種別がルートBの場合は、省エネ適合性判定手数料の基本手数料の30%を加算

した合計手数料とする。

6 C I 東海で確認済証を交付していない建築物の仮使用認定手数料は、第1項に掲げる手数料に第2条に掲げる建築物の確認申請手数料を加算した合計額とする。ただし、中間検査申請において加算した場合は、加算を要しない。

#### (再検査手数料)

第10条 第6条から前条までに規定する中間検査、完了検査又は仮使用認定の検査の結果、再検査が必要とされた場合の手数料は、各検査手数料の50%を追加とする。なお、検査対象地域別に1申請当たり別表第9に掲げる手数料を加算する。

#### (追加説明書の手数料)

第11条 第7条及び第8条に規定する完了検査の結果、確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号)第3第4項第3号による追加説明書が提出され、当該追加説明書の審査及び検査を要する場合の手数料は、第3条及び第5条の計画変更確認申請手数料並びに第7条及び第8条の完了検査申請手数料の関係規定を準用する。

#### (電子申請に係る紙面印刷手数料)

第12条 電子申請が行われた場合において、業務規程第20条に規定する消防長等の同意等を行う場合、業務規程第21条に規定する保健所に対して通知を行う場合又は業務規程第41条に規定する消防長等へ照会を行う場合(消防長等が函書を求める場合に限る。)にあっては、紙面印刷手数料として次に掲げる金額を加算する。

ページ数の合計	2通以下	3通
～20未満	0円	0円
20～50未満	2,000円	3,000円
50～200未満	5,000円	6,000円
200～500未満	7,000円	8,000円
500～1,000未満	9,000円	10,000円
1,000以上	見積り	

#### (証明書の手数料)

第13条 業務規程第60条の2に規定する確認済証等を交付した旨の証明書を発行する場合の手数料は、1通につき11,000円(税込価格)とする。

#### (手数料の減額)

第14条 この手数料規程に定める手数料について、次に掲げる場合にあっては、減額することができる。

- (1) C I 東海と確認申請手数料等の一括支払いに関する協定を締結し、次のイからハまでについて、確認及び検査とも減額率の範囲で減額することができる。

減額の条件	減額率
イ 一戸建ての住宅であって、床面積の合計が 300 m <sup>2</sup> 以内のもので、業務の省力化が図れると認められるもの	確認 5% 検査 3%
ロ 前イの住宅であって、年間概ね 100 件以上の確認申請が見込まれ、顕著に業務の省力化が図れると認められるもの	確認 25% 検査 20%
ハ 前イの住宅であって、建築確認、住宅性能評価、長期使用等確認、省エネ適判等の申請をまとめてC I 東海に申請され、顕著に業務の省力化が図れると認められるもの	確認 40% 検査 25%

(2) この手数料規程を直接適用するには、より難しいと認められる特別な場合。

(3) C I 東海が業務を効率的に実施できることが認められる場合は、審査件数及び審査時間を勘案し、手数料規程とは別に手数料を定めることができる。

### (手数料の見積り)

第 15 条 手数料について、次に掲げる場合にあっては、見積りによって決定する。

- (1) 第 6 条から第 10 条までの中間検査、完了検査、仮使用認定又は再検査の手数料について、宿泊を要する等の特別なとき
- (2) 一団地開発において、継続して多数の検査の申請が見込まれ、業務が効率的に実施できると認められるとき
- (3) この手数料規程に定められていない事項に係る手数料のとき

### (経過措置)

確認済証が令和 7 年 3 月 31 日までに交付され、着工が 4 月 1 日以後となる物件の取扱い

1. 新たに省エネ適合性判定等が必要になる建築物で、住宅仕様基準による省エネ適判を省略する場合は、計画変更確認申請時又は完了検査申請手数料に、(表-4)を加算します。  
※その他の省エネ適合性判定等の手数料については、別に定める建築物省エネルギー消費性能適合性判定の申請手数料を参照してください。
2. 4 月 1 日以後に計画変更確認申請をする建築物にあっては、第 3 条を適用し、工作物・昇降機にあっては第 4 条を適用する。
3. 現 4 号特例建築物で新たに 2 号建築物となる物件は、計画変更確認申請が必要ない場合においても、完了検査までに構造関係図書及び特例で省略した図書が必要になります。その場合は、検査手数料に 40,000 円を加算します。
4. 3 月 31 日までに着工した物件の検査手数料は、従前の手数料規程(令和 6 年 12 月 1 日付け)によります。

附則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。  
令和3年10月1日改正の規程は、廃止する。  
令和6年12月1日改正の規程は、廃止する。

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。(全面的な見直し)

## 建築物の確認申請手数料（第2条・第3条関係）

建物種別①～③は、確認申請・中間検査・完了検査・仮使用認定とも同一とする。

### ●確認基本手数料（別表第1）

（単位：円）

申請部分の床面積の合計 （第三面 11 欄イの数値）	基本手数料 建物種別		
	③右記以外	②住宅等※	①法第6条の4 確認の特例有
100㎡ 以内	80,000	60,000	30,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	110,000	80,000	45,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	150,000	95,000	60,000
300㎡ 超 ～ 500㎡ 以内	180,000	140,000	
500㎡ 超 ～ 1,000㎡ 以内	240,000	200,000	90,000
1,000㎡ 超 ～ 2,000㎡ 以内	310,000	260,000	お問い合わせ
2,000㎡ 超 ～ 3,000㎡ 以内	410,000	380,000	
3,000㎡ 超 ～ 4,000㎡ 以内	500,000	460,000	
4,000㎡ 超 ～ 5,000㎡ 以内	570,000	520,000	
5,000㎡ 超 ～ 6,000㎡ 以内	630,000	580,000	
6,000㎡ 超 ～ 8,000㎡ 以内	700,000	640,000	
8,000㎡ 超 ～ 10,000㎡ 以内	770,000	700,000	
10,000㎡ 超 ～ 20,000㎡ 以内	880,000	800,000	
20,000㎡ 超 ～ 30,000㎡ 以内	1,150,000	980,000	
30,000㎡ 超 ～	見積り	見積り	

※上記、「②住宅等」とは一戸建ての住宅（住宅部分が1/2以上である兼用住宅を含む。）、長屋、共同住宅及び倉庫・工場（他用途が1/5以下程度に限る。）とします。

## 審査加算手数料（第2条・第3条関係）

### ●意匠審査加算手数料（別表第2）

加算項目		加算料金（単位：円）
天空率		確認基本手数料×20%
日影審査		確認基本手数料×10%
避難安全検証法	区画避難・階避難	確認基本手数料×20%
	全館避難（階数2以上）	確認基本手数料×30%
耐火性能・防火区画検証法		確認基本手数料×30%
バリアフリー法		確認基本手数料×10%

「通常火災終了時間に基づく設計法」「特定避難時間に基づく設計法」についてはお問い合わせください。

### ●構造審査加算手数料（別表第3）

加算項目		加算料金（単位：円）	
②住宅等で床面積 300 m <sup>2</sup> 以下の構造計算による構造審査		15,000	
構造適判図書との整合性審査		20,000（構造計算適合性判定建築物ごと）	
同一敷地内又は同一建築物内に構造審査を要する棟数が2以上ある場合		確認基本手数料×30%×（構造上の棟数－1）	
建築物の構造が混構造で計算書が2以上ある場合		確認基本手数料×30%×（計算書の数－1）	
構造適判不要審査 1. 構造計算ルート2基準	床面積（m <sup>2</sup> ）	1,000 以内	115,000
		1,000 超 ～ 2,000 以内	160,000
		2,000 超 ～ 10,000 以内	200,000
		10,000 超 ～ 50,000 以内	250,000
限界耐力計算		200,000（構造計算書ごと）	
特定天井		確認基本手数料×20%又は 80,000の大きい額	

### ●省エネ審査加算手数料（別表第4）

加算項目	加算料金（単位：円）	
省エネ適判省略の住宅仕様基準による審査	一戸建ての住宅	20,000
	共同住宅・長屋	50,000（1棟） +3,000（戸当たり）

建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第6条・第7条関係）

●検査基本手数料（別表第5）

検査申請床面積の合計	基本手数料 (単位：円)			
	中間検査		完了検査	
	③②右記以外	①特例有	③②右記以外	①特例有
100㎡ 以内	55,000	30,000	50,000	30,000
100㎡ 超 ～ 200㎡ 以内	60,000	40,000	55,000	40,000
200㎡ 超 ～ 300㎡ 以内	90,000	50,000	90,000	60,000
300㎡ 超 ～ 500㎡ 以内	120,000		120,000	
500㎡ 超 ～ 1,000㎡ 以内	160,000	60,000	150,000	90,000
1,000㎡ 超 ～ 2,000㎡ 以内	180,000	お問い合わせ	190,000	お問い合わせ
2,000㎡ 超 ～ 3,000㎡ 以内	210,000		270,000	
3,000㎡ 超 ～ 4,000㎡ 以内	230,000		310,000	
4,000㎡ 超 ～ 5,000㎡ 以内	280,000		350,000	
5,000㎡ 超 ～ 6,000㎡ 以内	320,000		400,000	
6,000㎡ 超 ～ 8,000㎡ 以内	350,000		450,000	
8,000㎡ 超 ～ 10,000㎡ 以内	400,000		500,000	
10,000㎡ 超 ～ 20,000㎡ 以内	見積り		580,000	
20,000㎡ 超 ～ 30,000㎡ 以内			700,000	
30,000㎡ 超			見積り	

建築物の中間検査・完了検査申請手数料（第9条関係）

●仮使用認定基本手数料（別表第6）

仮使用認定申請床面積の合計	基本手数料 (単位：円)	
	③②右記以外	①特例有（型式製造者認証）
100㎡以内	60,000	35,000
100㎡超～ 200㎡以内	75,000	50,000
200㎡超～ 300㎡以内	100,000	60,000
300㎡超～ 500㎡以内	130,000	
500㎡超～ 1,000㎡以内	160,000	100,000
1,000㎡超～ 2,000㎡以内	250,000	お問い合わせ
2,000㎡超～ 3,000㎡以内	330,000	
3,000㎡超～ 4,000㎡以内	380,000	
4,000㎡超～ 5,000㎡以内	450,000	
5,000㎡超～ 6,000㎡以内	500,000	
6,000㎡超～ 8,000㎡以内	550,000	
8,000㎡超～ 10,000㎡以内	620,000	
10,000㎡超～ 20,000㎡以内	700,000	
20,000㎡超～ 30,000㎡以内	800,000	
30,000㎡超	見積り	

## 工作物又は建築設備の完了検査申請手数料（第7条関係）

### ●確認・完了基本手数料（別表第7）

区分	対象物（1基あたり）			基本手数料 （単位：円）		
				確認申請	完了検査	
工作物	令第138条第1項第1号、4号	煙突、高架水槽、サイロ等		70,000	70,000	
	令第138条第1項第2号	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等		50,000	50,000	
	令第138条第1項第3号	広告塔等	高さ	8m以内	30,000	30,000
				8m超	55,000	55,000
	令第138条第1項第5号	擁壁※	高さ	4m以内	30,000	30,000
				4m超	55,000	55,000
	上記、工作物で特殊形状もの				見積り	
令第138条第2項及び第3項		遊戯施設等		見積り		
昇降機	令第146条第1項第1号	型式部材等製造者認証		20,000	20,000	
	令第146条第1項第2号	小荷物専用昇降機・段差解消装置		28,000	30,000	
	令第146条第1項第1号	上記以外のエレベーター、エスカレーター		40,000	40,000	

注)

- 一つの建築物内にエレベーター及びエスカレーターが6基以上ある場合は、お問い合わせください。
- 法第88条第2項の指定工作物以外の手数料についてはお問い合わせください。
- 擁壁の1基あたりの数え方についてはお問い合わせください。

検査対象地域による手数料（第6条から第10条関係）

●地域加算手数料（別表第9）

区分	手数料 (円)	愛知県	三重県	岐阜県 (都市計画区域内)	静岡県 (都市計画区域内)
A	0	全域 (離島除く)	桑名市、四日市市、 朝日町、木曾岬町 川越町、東員町 いなべ市(都市計画区域内) 菟野町(都市計画区域内)	岐阜市、羽島市 各務原市、可児市多 治見市、岐南町 海津市、笠松町 坂祝町	—
B	15,000	—	鈴鹿市 いなべ市(都市計画区域外) 菟野町(都市計画区域外)	土岐市、瑞穂市 関市、美濃加茂市 安八町、輪之内町 北方町、富加町 御嵩町	浜松市、湖西市
C	25,000	—	津市、亀山市	大垣市、瑞浪市 神戸町、養老町 川辺町	磐田市、袋井市 掛川市、菊川市 牧之原市、御前崎市 森町、吉田町
D	35,000	離島	松阪市、伊賀市、名張市 伊勢市、明和町、多気町 玉城町	本巣市、山県市 美濃市、恵那市 中津川市、垂井町 関ヶ原町、揖斐川町 池田町、大野町 八百津町	静岡市、島田市 藤枝市、焼津市
E	60,000	—	鳥羽市	下呂市、郡上市	その他の市町村
F	75,000	—	志摩市、尾鷲市、熊野市 大台町、度会町、大紀町 南伊勢町、紀北町、 御浜町、紀宝町	高山市、飛騨市	